

規制改革・民間開放推進会議 医療WG

医療分野における規制改革に係る当会議の考え方

平成 17 年 10 月 6 日

1. 問題意識

「患者本位の医療」の実現のためには、医療の中心に利用者である患者が位置し、国、医療機関及び保険者が患者や被保険者のために最善を尽くすことができるような体制を整える必要がある。また、国民・患者が自ら積極的に医療へ参加できる機会の創出とそれによる「患者参加の医療」の実現に向け、医療機関等に関する情報の公開、医療従事者との対話とパートナーシップを促進する取組が重要である。

国は社会保障の一環として公的医療保険制度を整備する。医療機関は医療を提供するだけでなく、患者にとって最善の治療方法が患者自身の意思によって選択されるよう助言等を行う。保険者は公的保険制度の運営上の公法人として適切かつ効率的に運営するとともに「被保険者」のエージェントとして医療サービスに係る支援を行う。一方、患者は、こうした医療機関から提示される情報や保険者の支援などを活用しながら、自らの判断で医療機関や治療方法を選択することなどを通じ、自らの求める医療を選択の上受診し、医療により積極的に参加し、納得を高めていく。

すなわち、国が整備した医療保険制度という舞台の上で、患者・被保険者である国民、医療機関、保険者という三者が互いに協力し、それぞれ適切な役割を分担するとともに、対話を積み重ねパートナーシップを構築することで医療保険制度もより有効に機能することになる。

しかしながら、従来、そのような関係の構築が意識的に行われてきたとは言い難く、パターンリズム（父権主義）の下、医療機関など供給側中心の医療が行われてきたのが実態である。そのような中、医療機関情報は公開するか否かは医療機関の任意である「広告」と位置づけられ、しかも、近年徐々に緩和されつつあるとはいえ、患者が求める必要不可欠な情報までもが制限されてきた。その結果、医療機関情報に対する患者のニーズは満たされず、患者が医療に参加する重要な機会も奪われ、本来主人公であるはずの患者が脇役に追いやられていた感がある。また、保険者は、主として公的保険制度の運営における国の業務代行者として位置づけられ、健康保険法で定められている当事者性、自律性、自治は制限され、被保険者のエージェントとしての機能を十分発揮するには至っていない。

我が国の医療の発展において、行政や供給側の貢献が大きかったことは否定すべくもないが、今後は、患者の empowerment（参加を前提にした権限の付与）及び保険者の当

患者性の回復を図り、それぞれが能動的により良い医療の実現に参画することができる環境を整備することが急務である。

2．医療分野における情報公開等について

(1) 医療機関情報の公開義務化と診療情報の開示促進

【検討の方向性】

患者本位の医療の実現には、医療機関情報の公開と診療情報の一層の開示¹が不可欠である。

設備・施設、医師数、実施する治療などの医療機関情報は、これまで一括りに医療機関の任意の「広告」とされてきたが、それらの中には患者が医療機関や治療方法等を選択するために絶対的に必要な情報も含まれおり、広告という医療機関側の「任意」による情報提供の在り方を、患者本位及び患者参加の医療の実現という観点から、抜本的に見直す必要がある。また、フリーアクセスの下で、患者が的確な診療を受けられるよう、確かな情報を自ら責任をもって公開することは、医療機関の本来の使命の一つであり、患者に対する責務である。したがって、医療機関情報の公開を「広告」として医療機関の「任意」に委ねるのではなく、患者の医療機関等の選択に資する情報に関しては、医療機関の「義務」として、より積極的に公開させ、早急に患者本位の医療、患者参加の医療の礎を築く必要がある²。

医療機関情報の公開は、医療機関にとっても有益なものである。地域医療における自院の役割を住民に明らかにすることは、他の医療機関との比較や患者による評価を可能とし、より質の高い医療を提供するための改善の契機となるものである。また、他医療機関との連携を図り、地域一体となった医療提供を行うためにも有益である。

医療機関による患者への診療情報の開示も未だ不十分である。本年4月の個人情報保護法の全面施行により、患者の請求によるカルテ、レセプト等の診療情報の開示が義務化されるなど、改善に向けての取組は進められつつあるが、インフォームドコンセントやセカンドオピニオンを行う上では未だカルテ等の診療情報の開示が十分でないなどの指摘が患者からなされており、個人情報保護に配慮しつつも、その充実が必要である。

【具体的施策】

医療機関情報の公開義務化等

ア 医療機関情報の公開義務化

我が国の医療制度においては、フリーアクセスを含め患者の権利の確保が謳われているが、患者が医療機関等を選択する上で十分な情報が提供されていると言い難く、正確な情報の入手には困難が伴う状況にある。

したがって、患者が医療機関や治療方法を選択するために不可欠な事項、選択に資すると思われる事項については、医療機関による公開を「義務」づけ、早急にそのような状況を改善すべきである（例えば、別紙に掲げる患者の医療機関等の選択に資すると思われる事項を基に整理することが考えられる）。【平成 17 年度中措置】

イ 情報公開ルールの整備

医療機関が医療機関情報を公開する際の提供方法等を定めたガイドラインを策定するとともに、各医療機関の情報を集約してすべてを公開し、患者その他の医療関係者等が情報を容易に制約なく閲覧・取得・利用できるようにすべきである。【平成 17 年度中措置】

ウ アウトカム情報の公開

医療機関の「治療成績」などのアウトカム情報は、特に情報公開のニーズが大きい。各医療機関の特殊性や重症度等を踏まえ死亡率、平均在院日数、再入院率、院内感染症発生率、術後合併症発生率などのアウトカム情報の指標を策定し、指標に基づき算定されるアウトカム情報の公開を医療機関に義務づけるべきである。

その際、まず病院を対象に数個の主要な疾患について、直ちに開始すべきである。

【平成 17 年度中に主要な疾患について公開開始、その後段階的に実施】

医療機関の「広告」のネガティブリスト化

公開義務化対象外の医療機関の「任意」の事項については、現在のポジティブリスト方式を改め、ネガティブリスト方式とし、提供される内容、範囲を拡充すべきである。【平成 17 年度中措置】

明細付き領収証の交付の義務化

医療費の内容が分かる領収証については、医療機関に対し交付に努めるよう促す通知が発出されているが、患者が窓口で一部負担金を支払う際、合計金額の記載のみで何に幾ら払うのかが明確でない領収証も依然として多く、患者本位の医療を実現する

観点から改善が必要である。

したがって、記載項目や記載方法等の規格を整備しつつ、「行われた医療行為等とその所要費用が明瞭になる明細付きの領収証」の無償交付を医療機関の当然の行為とし義務づけるべきである。【平成 17 年度中措置】

なお、生活習慣病の予防や医療事故の防止が医療政策上の重要な課題となっている今日、患者の医療体験や患者としての視点を医療現場の改善に役立てることが重要である。そのため、医療者及び医療機関は、患者を医療のパートナーと位置づけて積極的にコミュニケーションを重ねる一方、上記の課題以外にも患者の医療への参加を妨げる要因が存在する場合にそれらを積極的に除去していくことは医療行政の重要な課題である。

3 . その他の検討事項

その他の項目については、検討状況に応じ、順次とりまとめを行う。

¹ 利用者の求めに応じて情報を提供することを「開示」、情報を整備し、一般対象に提供することを「公開」と定義し、語を用いる。

² 昨年度末の「規制改革・民間開放推進3カ年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)を踏まえ、現在、社会保障審議会医療部会において、医療機関が当然に提供すべき「義務」的な情報と、従来の顧客誘因の「広告」とに分離され審議されているところである。

患者が医療機関や治療方法を選択するに当たり、
不可欠な事項、選択に資すると思われる事項の例

(施設・設備、医師・看護体制などの基本情報)

- ・ 医療機関の理念、基本方針、地域における役割など組織運営に関する事項
- ・ 医療機関の沿革
- ・ 診療科名、医療機関の名称、電話番号、所在地、診療日、診療時間、交通手段など患者のアクセス等に関わる事項
- ・ 医師数(常勤医師・非常勤医師)、看護師数、その他スタッフの職種と人数
- ・ 特定承認保険医療機関など施設認定、基準許可に係る事項
- ・ 入院設備の有無、個室病室、病床数、診査機器など施設・設備に関する事項
- ・ 専門外来の有無
- ・ セカンドオピニオンの実施に関する事項
- ・ DPC (Diagnosis Procedure Combination、診断群分類別包括評価) など包括支払方式の導入の有無
- ・ 電子カルテ、電算レセプトの導入に関する情報
- ・ バリアフリーに関する事項
- ・ カルテ開示の実績に関する事項
- ・ インフォームドコンセントの実施とその方法に関する事項

(院内管理体制等)

- ・ リスクマネジメント委員会、臨床症例病理検討会の設置、研修・教育体制など医療の質と安全の向上への取組に関する事項
- ・ 院内感染対策に関する事項
- ・ 個人情報保護、診療情報の管理に係る取組に関する事項
- ・ 治療に関する相談窓口の有無
- ・ クレーム対応窓口の有無とその内容開示に関する事項
- ・ 入院治療計画、クリニカルパスの実施実績

(医療機関の実績、治療方針)

- ・ 標榜科毎の専門にしている分野とその治療方針
- ・ 行われている診療、治療方法(高度先進医療などを含む)
- ・ 実施可能な検査、画像診断の方法とその件数
- ・ 得意とする診療、手術など医療機関の特色

(医師の経歴・実績、診療、治療についての情報)

- ・ 診療に従事する全ての医師、歯科医師の性別及び略歴、専門医資格、認定資格の有無、及び得意とする診療領域

(入院、外来に関する情報)

- ・ 外来件数
- ・ 平均待ち時間に関する事項
- ・ 手術件数 (入院外来別、全身麻酔・部分麻酔別、疾患別、ステージ別、治療法別)
- ・ 主要な疾患毎の平均在院日数
- ・ アメニティ、プライバシー保護に関する設備、入院食、面会時間など入院環境に関する事項
- ・ 差額ベッド代など保険外費用に関する事項
- ・ 通訳、対応できる言語に関する事項
- ・ 夜間、時間外の受入・当直体制に関すること
- ・ 在宅支援・訪問看護の実施に関すること

(他医療機関との連携に関する情報)

- ・ 専門医療機関、他医療施設への紹介実施の有無
- ・ 治療において協力関係にある医療機関の有無

(治療成績、アウトカム情報、評価に関する事項)

- ・ 死亡率、治癒率、術後生存率、再入院率など治療成績に関する事項
- ・ 患者満足度調査の実施の有無、及び実施している場合にはその結果
- ・ 日本医療機能評価機構の認定の有無と審査結果の概要